

## 第2節 アスベストと廃プラスチック施設への対応

### 1.アスベスト対策

17年6月、新聞報道によりアスベストを扱う工場における健康被害の実態が明らかにされたことが、社会的に大きな問題となりました。この問題に適切に対応するため、市では、7月にアスベスト対策連絡調整会議を設置し、市の施設における調査やアスベスト除去工事、市民からの相談対応、アスベストに関する情報の収集と公表、大気汚染調査など、全市的な対応を行ってきました。その結果、市の施設における緊急対応が必要な場所の飛散性アスベストの除去が完了し、市の施設以外にもアスベスト除去工事が進みました。

#### (1) 相談及び広報

##### ア.行政に寄せられた相談

17年7月から18年3月末までに228件のアスベスト関連の相談、問合せに対応しました。

| 相談内容           | 件数  |
|----------------|-----|
| 近隣建築物についての懸念   | 60  |
| 自宅・事業所についての懸念  | 70  |
| 解体・測定についての問合せ  | 5   |
| 解体工事の手続きについて   | 12  |
| 健康相談及び健康被害     | 13  |
| アスベスト廃棄物について   | 17  |
| アスベストの補助制度について | 6   |
| 市有施設について       | 25  |
| アスベスト含有製品について  | 6   |
| その他            | 14  |
| 合計             | 228 |

##### イ.市民などへの情報提供

広報はちおうじでの連載や、インターネット、JR八王子駅前の河川情報掲示板への連載、パンフレットでの啓発、報道発表などを行いながら、アスベストに関する情報提供につとめました。

#### (2) 環境対策

##### ア.アスベスト除去工事の届出

大気汚染防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下、「環境確保条例」という。)による除去工事の届は右表のとおりです。17年度の届出件数が倍増したことは市施設以外にもアスベストの除去が進んだことがうかがえます。

| 届出件数    | H15 | H16 | H17 |
|---------|-----|-----|-----|
| 大気汚染防止法 | 9   | 7   | 25  |
| 環境確保条例  | 11  | 9   | 26  |

##### イ.八王子市内の大気濃度測定

17年10月に市内の大気汚染測定室7ヶ所において測定しました。その結果、すべての箇所で検出されませんでした。また、17年11月からは大気汚染測定室など毎月3ヶ所で測定を行っています。

#### (3) 建築物等対策

市の施設の103小中学校と122施設について調査し、小中学校6校と2施設で吹付けアスベストの使用が確認されました。人が出入りするなど緊急対応が必要な場所については17年度に全て除去工事が完了し、機械室など閉鎖管理が可能な場所については18年度より逐次、除去工事を進めていきます。

また、市庁舎内で使用されているアスベスト含有家庭用品などの把握につとめ、各所管へ取扱いについての周知をしました。

国や都の施設については、それぞれ独自に調査が行われ、緊急度に分類して計画的に除去作業が

行われています。また、民間施設においては、延べ面積1000㎡以上の工場、駐車場や倉庫などについて、吹付け材のアスベスト使用状況の把握を行い、飛散防止措置の指導を行っています。

#### (4) 法令改正・その他

政府は、アスベスト関連で、健康被害の救済を目的とする「石綿による健康被害の救済に関する法律」を2月に公布し、3月に施行しました。また、大気汚染防止法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および地方財政法を改正し、飛散性アスベストの使用禁止や飛散防止措置の対策を強化しました。今後、市ではアスベスト飛散防止対策を改正された大気汚染防止法、建築基準法、環境確保条例に基づいて対応していきます。

また、非飛散性に分類されるアスベスト含有建材を使用した家屋などの解体は、今後増加することが見込まれています。市では東京都が作成した飛散防止マニュアルの周知を行っています。

家庭から出る少量の非飛散性アスベストについては、戸吹不燃物処理センターにて引き取っています。事業系のアスベスト含有廃棄物は産業廃棄物として処分されることとなりますが、東京都の最終処分場では飛散性アスベストの受入を開始するなどの対応を行っているほか、無害化処理の方法が検討されています。

## 2. 廃プラスチック施設への対応

17年9月南大沢4丁目四季の丘に隣接する町田市小山が丘地域において、町田市より委託を受けた民間事業者が、廃プラスチック処理施設の計画について「説明会」を開催したところ、近隣住民より本市に対し、健康問題や環境汚染などの不安を訴える声や建設の中止を求める声が多数寄せられました。

これに伴い、市では10月17日に町田市へ「施設の建設場所は本市との市境に近接しているが、本市に対しての事前説明や情報提供もないので対応に苦慮していることや、施設の建設には建築物・設備等に徹底した環境対策を施すことはもとより、近隣住民に対して積極的な情報提供や説明を行い、十分な理解を得ること」を文書で要請いたしました。このような働きかけなどにより、12月3日町田市主催の説明会が開催されました。

このような問題ひとつとっても、近隣住民の生活環境の保全や安心・安全を確保するために、市における市民に対しての積極的な情報提供や説明が不可欠と考えます。これからも市民にわかりやすく、迅速な情報提供に心がけていきます。